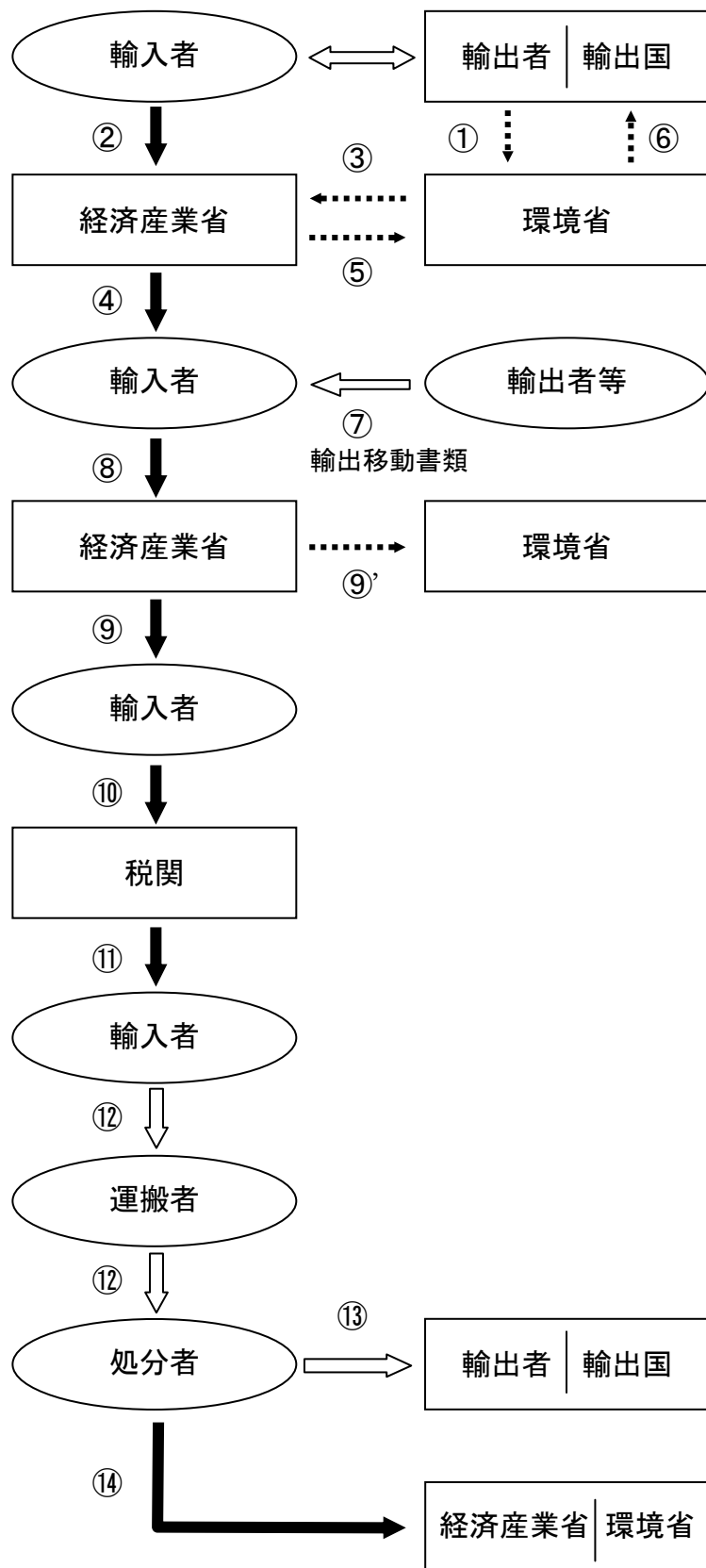


輸入するときの手続きの流れ



【輸入手続の流れ】

- ① 移動計画の通告
- ② 外為法に基づく輸入承認申請
- ③ 通告の写しの送付
- ④ 外為法に基づく輸入承認
- ⑤ 輸入承認の通知
- ⑥ 同意の回答
- ⑦ 輸入移動書類
- ⑧ 輸入移動書類の交付申請
- ⑨ 輸入移動書類の交付
- ⑨' 輸入移動書類写しの送付
- ⑩ 関税法に基づく輸入申告
- ⑪ 関税法に基づく輸入許可
- ⑫ 引渡し及び両移動書類携帯の義務
- ⑬ 処分完了の通知等の送付
- ⑭ 処分完了の通知等の写し送付

- ← 企業間のやり取り
- ← 企業と政府のやり取り
- ← 政府間のやり取り

※税関で有害廃棄物でないことを主張する場合、有害性がないことを立証する必要があります。